

いい仕事いい家庭 つぎつぎとちぎ通信

2026年
9月17日
号外号

お世話になっております。

栃木県労働政策課です。

「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信(号外号)」を送付いたします。

社内等で転送していただくなど、是非、皆さままでご覧ください。

01

まもなく法施行！ カスハラ対策、進んでいますか？

令和8(2026)年10月1日から、改正労働施策総合推進法が施行されます！

今回の法改正により、事業主にはカスタマーハラスメント(カスハラ)対策・就活セクハラ対策を行うことが義務化されます。

法改正により義務化される内容等の詳細は、栃木労働局ホームページをご覧ください。

Check!

ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_01640.html



「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信」に関するご意見や配信停止については、労働政策課までご連絡ください。

栃木県産業労働観光部 労働政策課

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 県庁舎本館6階

TEL 028-623-3536 FAX 028-623-3225 E-mail: rousei@pref.tochigi.lg.jp

県の事業者様向け カスハラ防止対策支援をご紹介します！

02

栃木県では、令和8(2026)年4月1日から「栃木県カスタマーハラスメント防止条例」を施行しています。条例では、社会全体で防止対策を進めるための基本理念や、顧客等、就業者(働く人)、事業者(企業・団体)が取り組むべき責務を定めています。

県のカスタマーハラスメント防止対策に向けた各種施策をご紹介します！



【事業者様向け相談窓口】

「カスハラ対策、何から始めれば良い?」「お客様からのカスハラにどう対応すれば良い?」など、事業者様(業界団体様を含む)からの防止対策に関するご相談に、専門の相談員が対応します。

○受付方法:電話又はWEBフォーム

○受付時間:平日9:00~17:00(電話)

※WEBフォームは全日24時間

○受付電話番号:028-666-7752

詳細は、ホームページをご覧ください！

Check!

ホームページ

<https://tochigi-cusharaboushi.co.jp/consultation/>



【各種広報物の制作・配布】

県では、カスタマーハラスメント発生防止に向けて各種広報物を制作・配布しています。

店舗・窓口・出入口等への掲出にご活用ください！

○事業者様向けに配布している広報物

・ポスター(A2サイズ)

・店頭POP(高さ約20mm×約幅80mm・三角柱に組立て)

○配布のお申込み方法

・WEBフォームにより希望数量と配布先を入力

<https://forms.cloud.microsoft/r/90UT2ksv97>

※県が業務委託している株式会社下野新聞社が受付・配布します。



○その他広報物

上記ポスターに加えて、チラシ等のデータを県ホームページから

ダウンロードし自由にご使用いただけます。

詳細は、県ホームページをご覧ください！

Check!

ホームページ

https://www.pref.toc.higi.lg.jp/f06/customer_harassment_measures.html

